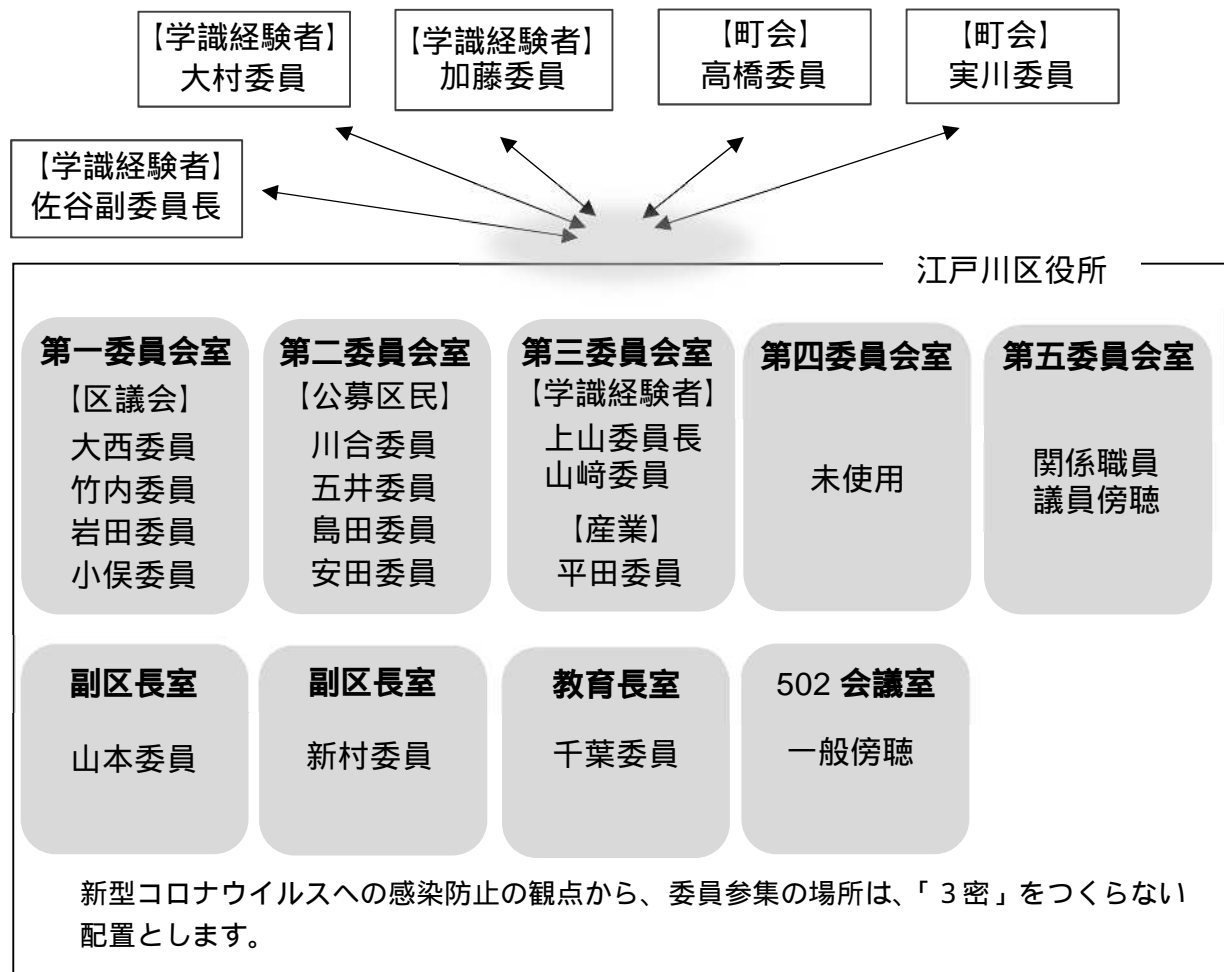


Web 会議システムを利用した策定委員会の開催

《第 11 回策定委員会時の委員配置》



《第 8 回策定委員会での確認事項》

- 1 委員長が必要と認めるとき、委員は Web 会議システムを利用して会議に出席することができる
- 2 Web 会議システムによる「出席」は、設置要綱第 6 条に規定する「出席」に含めるものとする。なお、Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなすが、システムが復旧して再度参加できた場合には、会議に復帰したものとみなす
- 3 一つの会議において Web 会議システムを利用する委員がいる場合には、委員の過半数が、委員長があらかじめ通知した開催場所に参集して会議に出席することで、設置要綱第 6 条に定める会議成立の定足数を満たすものとする